

重要なお知らせ

平成29年6月1日

組合員の皆様へ

愛知県中央信用組合
理事長 杉本 泰伸

所在不明の組合員に対する除名手続きについてのお知らせ

このたび愛知県中央信用組合（理事長杉本泰伸）は、平成28年6月23日開催の第63回総代会において定款の一部変更を決議し、平成28年10月17日において当該定款変更に関する行政庁の認可がなされ、平成29年1月23日の三河信組との合併日に定款の一部変更を行いました。

平成28年6月23日以降、下記のとおり、除名できる対象者として所在不明組合員を追加するとともに、その除名手続きを定めることといたしましたので、お知らせいたします。

本件についてご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

記

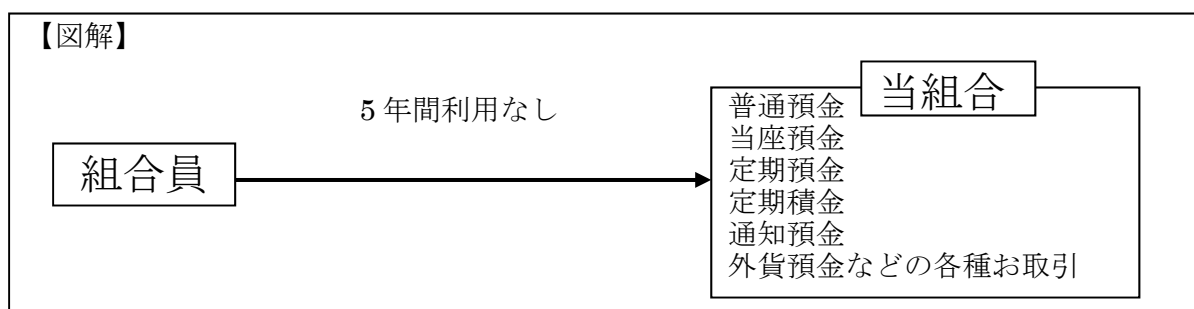
I. 所在不明の組合員

所在不明の組合員とは、当信用組合で所在が把握できない方で以下の3つの要件全てに該当した方をいいます。

該当するお心当たりのある方は、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

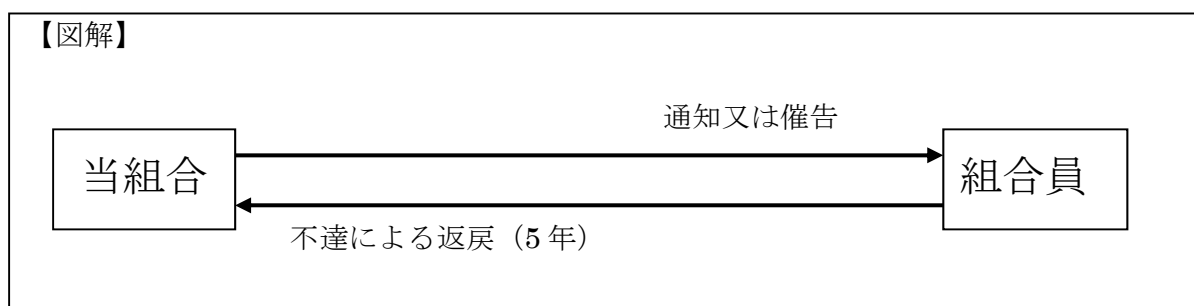
【要件】

- 平成24年6月1日以降、5年以上継続して当信用組合の事業（普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、当座預金、外貨預金などの各種取引）を利用していない組合員の方。

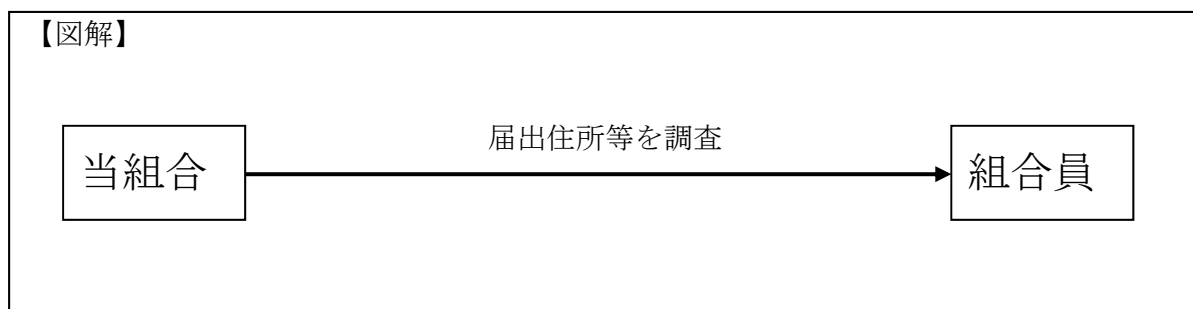


- 平成24年6月1日以降、組合員名簿に記載された住所文は通知先に宛てて発した当信用組合からの通知文は催告が5回以上継続して返戻された組合員の方。

ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知文は催告とみなします。



3. 当信用組合の調査により、組合員の方に届け出ていただいた住所文は居所、勤務地、事務所の所在地に所在していないことが確認できた組合員の方。



II. 所在不明の組合員に対する除名手続き

上記「I.」の要件全てに該当し、かつ、当信用組合において除名することが適当であると判断させていただいた所在不明の組合員を除名する場合には、事前に公告等を行い、①通常総代会において除名の件を付議すること、②除名を希望されない場合にはその旨の申出をして頂くこと及びその申出方法、③住所等の変更届出の手続き等の内容を明示いたします。

公告等の期間終了後、理事会において除名対象者が確定され、中小企業等協同組合法第19条第2項第1号、第3号及び当信用組合定款第16条第1項の規定に基づき、総代会の10日前までに、当該組合員に対し除名する旨を通知いたします。

その後開催される当信用組合の総代会において、当該組合員除名の件が付議され、総代（総組合員数）の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決により除名され、組合員資格を失うこととなります。

ただし、除名対象者となる当該組合員の方には、総代会において弁明する機会が与えられておりますので、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

また、除名対象者に該当するか否かを確認したい場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

III. 除名手続により法定脱退となられた組合員の出資持分の払戻し手続き

上記「II.」の除名手続により法定脱退となられた組合員の方は、除名の決議をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資持分の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合に債務がある場合には、当該債務と出資持分を相殺したり、当該債務を完済するまでの間、出資持分の払戻しを停止することがありますので、ご留意ください。

IV. 除名後の再加入の手続き

再度、当信用組合の組合員に加入する場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合の組合員資格の要件等により加入できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【改正理由】

協同組合組織の金融機関である信用組合は、その運営上、組合員の異動状況や組合事業の利用状況を正確に管理する必要があり、長期間所在が不明等である組合員に対して適切な措置を行えるようにすることはガバナンス上、極めて重要です。

そのため当組合では、①長期間所在が不明等である組合員を除名対象とすること、②当該除名の対象となる組合員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講じるため、別紙「定款新旧対照表」のとおり定款の一部を変更いたします。

以 上

本件に係わる照会先	：	愛知県中央信用組合	本支店もしくは本部総務部
電 話 番 号	：	0 5 6 6 - 4 1 - 3 2 6 2	
受 付 時 間	：	窓口営業日の午前 9 時	～午後 5 時

定款 新旧対照表

平成29年1月23日 改正

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第7条 (公告方法) この組合の公告は、この組合の<u>事務所の店頭</u>に掲示する方法及び電子公告により行う。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告にすることができない場合は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第16条 (除名) 組合員が別表4各項の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p><u>2 別表4第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等（第10条第1項第2号から5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。）に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催告しなければならない。</u></p> <p>第21条 (役員の数及び選挙) この組合の役員は、理事9人以上<u>15人以内</u>及び監事2人以上4人以内とする。</p> <p>第29条 (総代) 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。</p> <p>2. 総代の定数は、<u>120人以上150人以内</u>とする。</p> <p>第32条 (優先出資の総口数の最高限度) この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、<u>250,000口</u>とする。ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。</p> <p>定款付則</p> <p><u>1. 総代の定数は、(定款)第29条第2項の規定にかかわらず、合併後の改選時までは260名以内とする。</u></p> <p><u>2. 合併により、愛知県中央信用組合の総代として引き継がれる三河信組の総代は、(定款)第29条第3項の規定にかかわらず、愛知県中央信用組合の総代の残任期と同一とする。</u></p> <p><u>3. この定款の改正の際現に、組合員が継続してこの組合の事業を利用していない場合であって、当該事業を利用していない期間とこの定款の改正日の翌日からその組合員を除名するまでの間にその組合員が継続してこの組合の事業を利用しない期間を通算して5年以上継続してこの組合の事業を利用していないときは、改正</u></p>	<p>第7条 (公告方法) この組合の公告は、この組合の<u>事業所の店頭</u>に掲示する方法及び電子公告により行う。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告にすることができない場合は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第16条 (除名) 組合員が別表4各項の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p><追加></p> <p>第21条 (役員の数及び選挙) この組合の役員は、理事9人以上<u>12人以内</u>及び監事2人以上4人以内とする。</p> <p>第29条 (総代) 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。</p> <p>2. 総代の定数は、<u>100人以上130人以内</u>とする。</p> <p>第32条 (優先出資の総口数の最高限度) この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、<u>150,000口</u>とする。ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。</p> <p><追加></p>

定款 新旧対照表

平成29年1月23日 改正

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>後の別表4第5項に規定する5年以上継続してこの組合の事業を利用しないものとみなす。</p> <p>4. 次の各号のいずれかに該当するときは、改正後の別表4第5項に規定する、この組合がその組合員に対してする通知又は催告（以下この項において「通知等」という。）が5回（同一事業年度で複数回の通知等がなされた場合には、それらを併せて1回の通知等とみなす。）以上継続して返戻されたものとみなす。</p> <p>(1) この定款の改正に係る議案について決議した総会の会日(平成28年6月23日)からこの定款の改正日までにおいて、この組合が組合員に対してする通知等が返戻された場合であって、この定款の改正日の翌日以降にこの組合が組合員に対してする通知等が継続して返戻された期間と通算して5回（同一事業年度で複数回の通知等がなされた場合には、それらを併せて1回の通知等とみなす。）以上継続して返戻されたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる総会の会日において現に、この組合が組合員に対してする通知等が5回（同一事業年度で複数回の通知等がなされた場合には、それらを併せて1回の通知等とみなす。）に満たない回数以上継続して返戻された場合であって、この総会の会日の翌日以降にこの組合が組合員に対してする通知等が継続して返戻された期間と通算して5回（同一事業年度で複数回の通知等がなされた場合には、それらを併せて1回の通知等とみなす。）以上返戻されたとき。</p> <p>5. 本定款付則は、平成28年6月23日より適用する。</p> <p>改正 平成24年10月5日 改正 平成29年1月23日</p>	<p>改正 平成24年10月5日 <追加></p>

定款 新旧対照表

平成29年1月23日 改正

(下線部分が変更箇所)

(新)別表 1 [地区]

愛 知 県	碧南市、高浜市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、
	豊田市 (旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、
	旧旭町、旧稲武町を除く)、豊明市、半田市、大府市、
	<u>蒲郡市</u> 、 <u>豊川市</u> 、知多郡東浦町、阿久比町、 <u>額田郡幸田町</u>

(旧)別表 1 [地区]

愛 知 県	碧南市、高浜市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、
	豊田市 (旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、
	旧旭町、旧稲武町を除く)、豊明市、大府市、半田市、
	知多郡東浦町、阿久比町

(新)別表 2 [従たる事務所]

辻 支店	碧 南 市
棚尾支店	碧 南 市
旭 支店	碧 南 市
高浜支店	高 浜 市
刈谷支店	刈 谷 市
西尾支店	西 尾 市
安城支店	安 城 市
知立支店	知 立 市
西端支店	碧 南 市
大浜支店	碧 南 市
西尾東支店	西 尾 市
<u>蒲郡支店</u>	<u>蒲 郡 市</u>
三谷支店	<u>蒲 郡 市</u>
吉良支店	西 尾 市
鹿島支店	蒲 郡 市

(旧)別表 2 [従たる事務所]

辻 支店	碧 南 市
棚尾支店	碧 南 市
旭 支店	碧 南 市
高浜支店	高 浜 市
刈谷支店	刈 谷 市
西尾支店	西 尾 市
安城支店	安 城 市
知立支店	知 立 市
西端支店	碧 南 市
大浜支店	碧 南 市
西尾東支店	西 尾 市

定款 新旧対照表

平成29年1月23日 改正

(下線部分が変更箇所)

(新)別表 4

<p>1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。</p> <p>2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>5 <u>5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がこの組合員に対してする通知又は催告が5回(同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。)</u>以上継続して返戻されたとき。</p>
以上

(旧)別表 4

<p>1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。</p> <p>2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p>
以上